

Hong Kong Tax Alert

16 March 2022

2022 Issue No. 1

ファミリーオフィス向けの優遇税制措置の提案

- 香港のファミリーオフィスのハブとしての税制上の魅力がさらに向上

2022年3月8日、香港政府は、香港のシングル・ファミリー・オフィス（以下、「SFO」）が運用する同族投資持株会社（以下、「FIHV」）向けの優遇税制措置を導入するための待望のコンサルテーション提案（以下、「優遇税制措置案」）を公表しました¹。

本優遇税制措置案の要件を満たすことを前提に、FIHVの事業所得税上、香港のSFOが実施又はアレンジした適格取引からの所得は（5%の基準値までを条件に適格取引に付随して得た所得を含め）非課税扱いとなります。

本優遇税制措置案の実施のための法律がまもなく導入され、2022年4月1日以降に開始する査定年度に遡及して適用されると予想されています。

このタックスアラートは、本優遇税制措置案の主な適格要件の概要と、それに対する弊事務所の論評を記載しています。本優遇税制措置案にご意見がある場合は、担当の税務専門家にご相談ください。

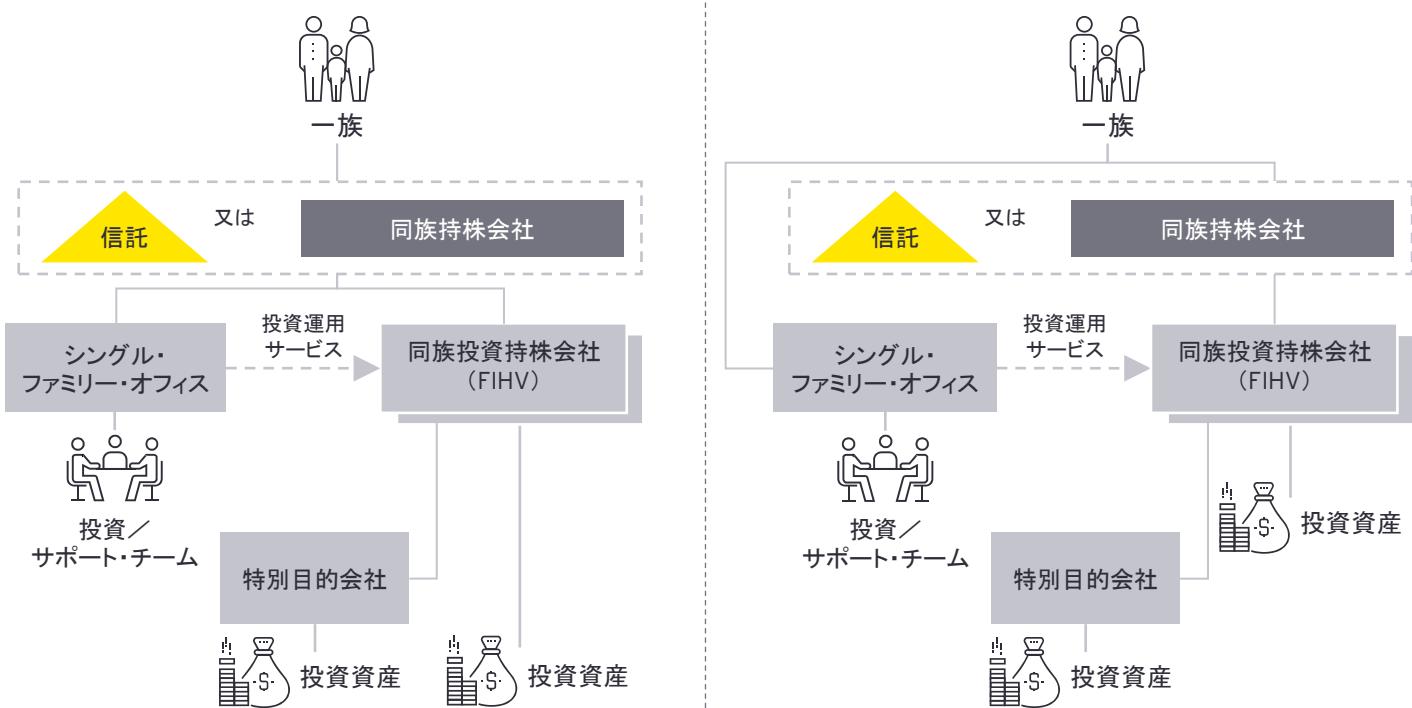
1. 出典：香港政府財経事務及庫務局「同族投資持株会社に対する優遇税制措置案」（2022年3月8日）

背景

ファミリーオフィスとは、超富裕層が設立したプライベートのウェルスマネジメント会社であり、一族の資産の日常的な管理を引き受けます²。SFOの特徴は、同一家族及びそのメンバーの利益のためにのみサービスを提供することです。

一族

その典型的なストラクチャーとして、SFOは同一家族及びそのメンバーが直接、又は信託や同族持株会社を通じて間接的に100%所有・管理します。このストラクチャーによって投資される資産は、通常、1つ又は複数のFIHVによって保有されます。以下は、SFOの一般的な所有権構造の概略図です。



ただし、一族にて所有されるFIHVは、集団投資スキームに該当せず、またライセンス所有者によって管理もされておらず、真正な分散投資ともみなされないことから、香港の現行のファンドに対する2つの非課税制度の優遇税制措置の対象とはなりません。

香港政府は、香港でより多くのSFOが設立・運営されるために、香港の適格SFOが管理する適格FIHV向けの優遇税制措置を導入するためのコンサルテーション提案を実施しました。

適格要件

同族投資持株会社について

適格FIHVは、以下の要件を満たす必要があります。

- a. 香港又は香港域外で法人化、設立、登録された法人、パートナーシップ、又は信託でなければならない
 - b. 当該FIHVのすべての発行済株式又は持分は、同一家族（以下、「シングルファミリー」）の関連者（connected persons）である1人以上の個人が直接又は間接的に、独占的かつ受益的に保有している必要がある。当該要件は、FIHVの定款又は構成文書に規定されなければならない
 - c. 当該FIHVの資産は、香港のSFOによって管理されなければならない
 - d. 当該FIHVの管理及び統制の中央管理（以下、「CMC」）³は香港で実施されなければならない
 - e. シングルファミリーの資産を保有・管理するための投資機関としてのみ機能しなければならず、一般的な商工業目的の活動に直接従事してはならない。
-
2. 香港政府のコンサルテーション提案に記載されている通りです。
 3. CMCとは、企業や事業体のビジネスへの最もハイレベルな統制活動を意味します。一般的に、企業のCMCが取締役会又はパートナー会議によって行われる場合、関連する所在地は当該会議が行われる場所となります。

シングル・ファミリー・オフィスについて

適格SFOは、以下の要件を満たす必要があります。

- a. CMCを香港で実施する非公開会社(香港又は香港域外で設立)である
- b. FIHVを保有するシングルファミリーが、直接又は間接的に、独占的かつ受益的に所有している
- c. 当該シングルファミリーが独占的かつ受益的に所有するFIHV以外の事業体に投資運用サービスを提供してはならない。

シングルファミリーについて

シングルファミリーとは、関係者(connected persons)である1人以上の個人として広く定義されます。関係者(connected persons)には次が含まれます。

- ▶ 祖父母、父母、兄弟姉妹、直系卑属及びその配偶者
- ▶ 配偶者、その祖父母、父母、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者及びその子供
- ▶ 兄弟姉妹の配偶者、その子供及びその配偶者
- ▶ 父母の兄弟姉妹、その配偶者、子供及びその配偶者

子供には、本人又は配偶者・元配偶者の実子、非嫡出子、養子、継子を含みます。

優遇税制措置対象の適格取引

適格FIHVは、取消不能の選択を行った場合、適格取引及びその付随取引(5%以内)が事業所得税上、非課税となります。適格取引とは、ファンドに対する統一的な非課税制度を目的とした、内国歳入法(以下、「IRO」)のスケジュール16Cで指定されている資産(以下、「指定資産」)の取引を指し、投資ファンドが通常関心を持つであろう証券やその他の金融商品を広く対象としています⁴。

また、ファンドに対する統一的な非課税制度における税制上の取扱いと同様に、本優遇税制措置案は、特定資産を保有・管理するFIHVが設立する特別目的会社(以下、「SPE」)も対象とします。

ただし、特定の非公開会社(香港域外又は香港で設立)へのFIHV又はSPEによる投資からの利益は、既存の統一的なファンド非課税制度に適用されている3つのテスト、すなわち(1)不動産テスト、(2)保有期間テスト、(3)統制・短期資産テストを満たさない場合、優遇税制を受けることができません。

本優遇税制措置案では、FIHV又はSPEの適格取引は、SFOによって、又はSFOを通じて香港で実施されるか、SFOによって香港にてアレンジされる必要があるとされています。

優遇税制措置案の対象となるFIHVの社数の制限

本コンサルテーション提案によると、同一SFOが管理するFIHVが50社を超えない限り、本優遇税制措置案の適用が認められます。

最低運用資産額

最低運用資産額については、以下の同族所有のストラクチャーのどちらにおいても、IROのスケジュール16Cで指定された特定資産の総平均値⁵が2億4,000万香港ドル以上であることとされています。

- a. 香港のSFOが管理する単一のFIHV、又は
- b. シングルファミリーが直接又は間接的に、独占的かつ受益的に所有し、香港の同一SFOが管理している複数のFIHV

4. IROのスケジュール16Cで指定されている適格資産には、有価証券、株式、社債、貸付株式、ファンド、債券、非公開会社が発行する債券、先物契約、外国為替契約、貸金業以外の預金、銀行預金、譲渡性預金、取引所取引商品、外貨、店頭デリバティブ商品、パートナーファンド及びイノベーション・テクノロジー・ベンチャー・スキーム(Inovation and Technology Venture Scheme)にてInnovation and Technology Venture Fund Corporationが共同出資する投資先企業の株式が含まれます。

5. 平均運用資産(以下、「AUM」)については、次のいずれかをもとに算出することが提案されています。(a) 優遇税制を申請した年度(以下、「対象年度」)の期首及び期末の純資産評価額の年間平均額、又は(b) 対象年度の末日及び対象年度の直前の2年間の合わせて3年間の平均純資産評価額。FIHVの設立・登録からの年数が対象年度の直前において2年未満の場合、対象年度末の純資産評価額とその直前年度の純資産評価額の2年平均で、平均純資産額を算出することが認められます。

FIHVsの実質的活動要件

最新の国際課税ルール⁶を順守するために、本優遇税制措置案の適用を希望するFIHVは、常勤の適格従業員数、及びコア収益獲得活動(以下、「CIGA」)⁷を実施するための営業費用が以下の内容を含めて十分であることが必要です。

- ▶ 関連する活動を実施し、そのような活動を実施するに足る資格を有する常勤従業員を2名以上香港で雇用していること
- ▶ 関連する活動を実施するために、香港で発生した営業費用が200万香港ドル以上であること

実質的な業務はSFOに集約されるであろうことから、本コンサルテーション提案では、実質的活動要件の回避を目的とするものでない限り、FIHVによるSFOへのCIGAの外部委託が許可されます。

循環取引防止・租税回避防止のための対策

ファンドに対する現行の非課税制度によって、ファンドの非課税利益を当該ファンドの投資家(居住者)の課税対象利益とみなす規定は、FIHVを所有する個人(居住者)又は法人(居住者)には適用されないよう修正されます。

ただし、本優遇税制措置案では、次のような租税回避防止規定がセーフガードとして組み込まれる予定です。

- ▶ FIHV又はSPEの主な目的の一つが優遇税制措置を受けることである場合には、FIHV又はSPEは優遇税制措置の対象とはならない
- ▶ シングルファミリー又はその被支配事業体(以下、「譲渡人」)からFIHVへの資産又は事業の譲渡が行われ、譲渡人が香港で事業を行っている場合、譲渡人において資産又は事業の譲渡から得られる利益が独立企業間利益として課税されない限り、FIHVは優遇税制の対象とはならない

論評

過去数年間にわたり、弊事務所は業界関係者とともに、SFOのニーズに応じて、ファンドに対する現行の非課税制度を強化することを香港政府に提案してきました。政府が提案に応じ、本優遇税制措置案を導入したことを大変喜ばしく思います。この動きは、香港がファミリーオフィスのハブとして発展するための歓迎すべき第一歩です。

当該コンサルテーション提案は、本優遇税制措置案のハイレベルな要約を提供しているに過ぎず、詳細な立法規定は後に提出される法案に含まれます。弊事務所は政府が当該法案において、以下の不明確な点を明らかにすることを期待しています。

当該コンサルテーション提案では、本優遇税制措置案にテインティング条項が含まれるかどうかについては触れられていません。そのため、オンショアで発生した収益性のある非適格取引からの利益について、FIHVへの優遇税制の適用が認められないのか、それともFIHVは当該利益にのみ課税されるのかは不明確です。

本優遇税制措置案の適用を受けられるFIHVの最大数は、業界やその他の利害関係者との協議を経て提案されたものと理解しています。しかし、当該コンサルテーション提案では、FIHVが特定資産を保有・管理するために設立したSPEも社数の制限に算入されるかどうかは明記されていません。

さらに、実質的活動についての要件は、FIHVごとに決められることとなっていますが、複数のFIHVにサービスを提供するSFOに集約された実質的な業務について、どのように関連する各FIHVに帰属させるかは明確ではありません。

本優遇税制措置案に関するパブリック・コンサルテーションは、2022年4月8日に終了します。本優遇税制措置案にご意見がある場合は、担当の税務専門家にご相談ください。

6. 経済協力開発機構(OECD)の「有害税制フォーラム」が定めた規準

7. ここでいうCIGAとは、FIHVの資産運用を指し、(a)FIHVが実施する可能性のある投資に関する調査や助言、(b)FIHVの投資の取得・保有・管理・処分、(c)1つ又は複数の投資対象の保有・管理を目的としたSPEの設立・管理、(d)施設のリース、(e)雇用契約及び役務提供契約などの契約締結が含まれます。

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com			Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com		Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com			US Tax Services	
China Tax Services				International Tax and Transaction Services	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 26293989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com		China Tax Services	
	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com			Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	
International Tax and Transaction Services				International Tax Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				Transfer Pricing Services	
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com		Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
People Advisory Services				Transaction Tax Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	US Tax Desk			Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com			Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com	
Asia-Pacific Tax Centre				Indirect tax	
Tax Technology and Transformation Services		International Tax and Transaction Services		Tracey Kuuskoski +852 2675 2842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	
Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com		Operating Model Effectiveness			

EY | Building a better working world

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2022 Ernst & Young Tax Services Limited. All Rights Reserved.
00051-226Jpn ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up-to-date with the latest EY news.